

助成対象		要件	課税免除対象の固定資産税	限度額
工場等 宿泊施設 観光施設	新設	新たに取得した家屋、附属設備、 構築物及び償却資産の価額の合計 が資本金の規模に応じ、500万円以 上のもの (取得価額は圧縮記帳の適用後の 金額を用いて判定する)	《家屋》 直接事業の用に供する部分	第1～第3年度 100分の100
	増設			第4年度 100分の40 第5年度 100分の20
リサイクル設備 新エネルギー装置	導入		《償却資産》 直接事業の用に供する機械 及び装置	第1～第3年度 100分の100
鉱業所	新設	新たに取得した家屋、附属設備、 構築物及び償却資産の価額の合計 が資本金の規模に応じ、500万円以 上であり、雇用者の数が20人を超 えるもの (取得価額は圧縮記帳の適用後の 金額を用いて判定する)	《土地》 直接事業の用に供する建物 の建床面積部分	第1年度 100分の50 第2年度 100分の30 第3年度 100分の15

工場等に該当する施設：物の製造又は加工を行う施設、ソフトウェアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設
物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設
植物工場、水産養殖場

観光施設：観光客を収容する施設又はレクリエーションに資するための文化教養、スポーツ、レジャー、特産
品の展示販売等を行う施設